

## 1. 志磨神社本殿 1棟 <sup>しまじんじや</sup> 附 <sup>つけたり</sup> 棟札26枚、獅子・狛犬1対 <sup>むなふだ</sup>

志磨神社は和歌山市中之島に所在する神社である。天正13年(1585)の秀吉の紀州攻めに伴う戦乱により社殿を失ったが、寛永5年(1628)に再興され、延宝6年(1678)に現在の本殿が建設された。元禄元年(1688)に紀伊藩の命を受け、志磨神社を称するようになり、藩の関与が強まった。昭和20年(1945)には和歌山大空襲の戦禍を免れた。

本殿は、一間社春日造、銅板葺(元桧皮葺)屋根で、間口は1.8mと春日造としては比較的大きな社殿である。正面の梁を省略し、唐破風を設ける独特の形式になる。この造りは大阪府泉南地方に例が見られるが、和歌山県では珍しいものである。各所に鳥獣などの彫刻を配し、全体に漆や絵具で塗装を施した極めて華やかな造りで、工匠の技術的水準の高さを示す作品であるとともに、戦災に遭った和歌山市中心部に残る17世紀にさかのぼる神社建築として貴重である。



## 2. 感應寺 2棟 <sup>かんのうじ</sup> 七面堂本殿 (旧三十番神堂) (1棟)、七面堂拜殿 (1棟) <sup>しちめんどう</sup> <sup>さんじゅうばんしんどう</sup>

感應寺は和歌山市鷹匠町に所在する日蓮宗寺院である。元和6年(1620)に紀伊藩の命により、駿府国の感應寺を分寺して創建された。寛永4年(1627)から同5年(1628)にかけて、本堂や鐘楼、三十番神堂などが建設され、伽藍を整えたが、慶應4年(1868)の火災で多くの建物を焼失した。

七面堂本殿は現在七面天女をまつているが、かつての「三十番神堂」で、日蓮宗の信仰が篤かった瑤林院(初代藩主徳川頼宣の妻)の発願で寛永4年に建設されたとされる。幸いなことに慶應4年の火災を免れ、現在に至る。一間社流れ造、こけら葺屋根で、全国的にも良く見られる流れ造の神社本殿の形をとるが、木鼻など各部の文様には時代性が現れている。

七面堂拜殿は、入母屋造、瓦葺で、三間仏堂の形式になる。拜殿は明治時代末期に高野山麓の寺院から移築したもので、江戸時代中期の建設と考えられる。

本殿はもと三十番神堂であり、江戸時代にさかのぼる三十番神堂は全国的にも例が少ない。また、紀伊藩が建設に関わった建物の遺例としても貴重である。(写真は七面堂本殿(旧三十番神堂))

\*こけら葺: 杉、榎などの薄板を葺き重ねたもの



### 3. 向井家文書 2,251点

向井家文書とは、和歌山市加太に所在する向井家に伝わった、鎌倉時代の文永7年(1270)から近代にかけての古文書2,251点を指す。向井家は摂関家(近衛家)領であった加太荘において中世から近世に入るまで刀禰公文(在地の荘官<sup>1</sup>)を務めたとともに、中世以来葛城修験<sup>2</sup>の始点として重要な拠点であった和歌山市加太の伽陀寺(明治期に廃絶)の別当<sup>3</sup>として「迎之坊」を名乗り、全国から多くの修験者を迎えた。こうした向井家の役割から、本文書群の特徴は大きく以下の二つに分けられる。

#### ① 中世荘園経営の実態と、中世の漁村・港町の実態を示す文書

向井家文書には、天文21年(1552)の年貢徴収の帳簿類や、天文16年(1547)の田畠の規模ごとに対応する年貢が示された早見表(A)など、荘官としての向井家の実務に用いられた文書が残されている。また、弘安3年(1280)のサワラやハマチなどの漁獲配分についての定めや、正和2年(1313)の難破船の荷物の回収権に関するものなどからは、漁村・港町としての加太荘の実態をうかがうことができる。

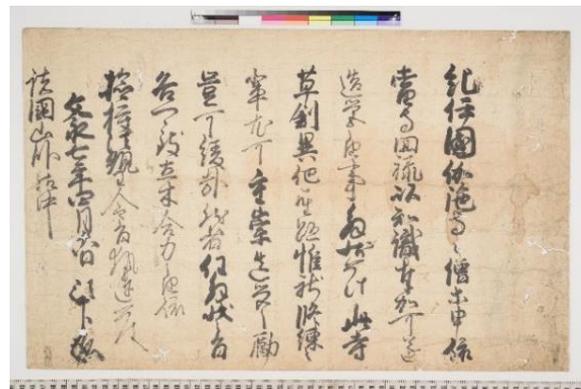
#### ② 中近世における葛城修験の様相を示す文書

本文書群中最も古い文永7年(1270)の年紀を持つ文書(B)には、熊野三山検校法親王<sup>4</sup>が焼失した伽陀寺再建のための支援を諸国の修験者に求めたことが記されている。中世後期を通じて、伽陀寺は本山派<sup>5</sup>を中心に高野山や鎌倉・摂津・播磨など、宗派や地域を問わず多くの修験者を迎えた。近世に入ると聖護院の末寺として本山派の重要寺院となり、毎年行われる聖護院門跡<sup>6</sup>の葛城入峯<sup>7</sup>の接遇のため、屋敷の畳替えを寺社奉行に申し出たり、京都で事前の調整を行ったりしたことなどを記した膨大な記録が残る。

このように向井家文書は、全国的にも珍しい中世荘官の家に伝来した文書群であり、中世紀伊国の浦・漁撈の実態を窺わせる資料や、中近世における葛城修験の重要拠点としての膨大な記録など、貴重な内容を数多く含んでおり、学術上の価値が高い。



A 賀太荘年貢百歩徳  
(天文16年 [1547])



B 熊野山検校聖護院法親王令旨  
(文永7年 [1270])

1 荘官…荘園の管理・運営者の総称。

2 葛城修験…紀伊・和泉・大和の境にある葛城山系の山々を修行の場として行われた修験道。

3 別当…その寺を統轄する者の職名。

4 熊野三山検校法親王…熊野三山検校は熊野三山を統括した役職。中世以降、聖護院門跡が歴任するようになった。この時の聖護院門跡は静仁法親王とされる。

5 本山派…京都の聖護院によって統轄された天台宗系の修験教団。

6 門跡…法皇や法親王が住持したり開創した寺院。またその住持を御門跡という。

7 入峯…修験道の修行の場に入ること。

#### 4. 木造大日如来坐像 1 軀 附 木造二天立像 2 軀

奈良県との県境にあたる橋本市谷奥深<sup>たにおぶか</sup>に所在する光明寺の本尊。像高 99.4 cm、針葉樹材（ヒノキか）製、寄木造<sup>8</sup>の、智拳印<sup>ちけんいん</sup><sup>9</sup>を結ぶ大日如来坐像。像の大半に後補の漆箔が施され、台座の下方を失うものの、全体として造像当初の姿をよく残している。

光明寺は『紀伊続風土記』によれば隅田八幡神社の別当寺<sup>10</sup>である大高能寺<sup>だいこうのうじ</sup>の末寺であったというが、本像の伝来は未詳である。ただし、その両脇に安置される二天立像（附指定／11 世紀）に「大深之大日寺二天／建徳二年二月十日（後略）」との墨書があり、遅くとも建徳 2 年（1371）には本像と二天立像が本寺にあったことが分かる。

その造形は平安時代後期の穏やかな定朝様<sup>じょうちょうよう</sup><sup>11</sup>を基本としながら、高く太い髻<sup>もとどり</sup>（結い上げた髪）や裳（巻きスカート）上端の折り返し部分の形式など、各所に平安時代前期の作に学んだ復古的な表現を備える。これらは、奈良を活動拠点とし、運慶や快慶に代表される慶派の前身となった奈良仏師の作に見られる特徴である。本像は耳の形などにも平安時代前期、9 世紀の仏像に見られる表現を積極的に取り入れており、他の奈良仏師の作例と比較し、特に古典学習に重きを置いた作と位置付けられる。

このように本像は、高野山麓に伝来する、当初の台座と光背を伴う 12 世紀半ばから後半にかけての奈良仏師の新出作例として重要である。



附指定 木造二天立像

8 寄木造…複数の材から作る技法およびその構造。

9 智拳印…胸の前で左手の人差指を右手の拳で握る手印。

10 別当寺…神社の管理経営を行った寺。

11 定朝様…11 世紀に活躍した仏師定朝の創始した彫刻様式。平安時代の末に至るまで 100 年以上にわたって支配的な様式となった。定朝の作である平等院鳳凰堂の阿弥陀如来坐像を規範とし、衣の彫りや身体の肉どりが薄く、穏やかで優美な印象を持つ。

5. もくぞうこう やみょうじんりゆうぞう 木造高野明神立像 1 軀 もくぞうしらひげみょうじんざぞう 附 木造白髭明神坐像 1 軀

伊都郡九度山町九度山のまきおやまみょうじんしや榎尾山明神社本殿に安置されてきた男神像。像高 58.6 cm。冠をかぶり、袍（上着）と袴をまとして帯を着け、きょうしゆ拱手して立つ。針葉樹材（ヒノキか）の一枚材製。抑揚の穏やかな平安時代後期の作風を示しつつ、めんぼう面貌の表現に形式化がみられない点など古様がうかがえることから、平安時代後期 11 世紀ごろの造像と考えられ、現在確認されている中では最古級の高野明神像となる。

榎尾山明神社は、『紀伊続風土記』に「高野明神、白髭明神合祀。（中略）一村の氏神なり。御手印縁起に北は榎尾山を限ると見えたるは即此森の山なり」とある。11 世紀成立のこの「高野山御手印縁起」は、高野山領拡大の正当性を主張する根拠となった資料で、その四至<sup>12</sup>の北限に榎尾山と記されることから、11 世紀には高野山にとって当地が重要な拠点であったことがうかがえる。

高野明神（狩場明神）は丹生都比売神社の主神である丹生明神の子供として信仰されており、高野山開創において二匹の犬を引き連れ狩人に扮して弘法大師に高野山の場所を教えたとされる。

本像は、他の高野明神像と比較して、主神像としては比較的珍しい立ち姿であることと、衣の脇を縫い合わせず、武官の装束や狩衣<sup>13</sup>のような服装を表すことに特徴がある。神像としての確で優れた面貌表現を有する高野明神像の最古級の作例であり、11 世紀頃の高野山領における高野明神図像の形成を示唆する点で貴重である。



附指定 木造白髭明神坐像

<sup>12</sup> 四至…東西南北の四方の境界のこと。ここでは「御手印縁起」中に記された高野山領の地図を指す。

<sup>13</sup> 狩衣…袍の一種で、貴族が常用した略服。